

高精度森林情報基盤整備事業の成果資料の取扱いに係る特記事項

- 第1 高精度森林情報基盤整備事業による航空レーザ測量，森林地形解析，森林資源解析の成果資料の取扱いについては，茨城県森林計画関係資料取扱要領（以下「資料取扱要領」という。），茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）利用規約（以下「利用規約」という。），茨城県意欲と能力のある林業経営体の登録及び公表実施要領（以下「経営体登録要領」という。）のほか，本特記事項による。
- 第2 資料取扱要領の対象とする成果資料並びに複製，使用及び写しの交付（以下「複製等」という。）に係る申請者の資格要件は，別表1，2のとおりとする。
- 第3 利用規約に基づき，成果資料を茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）（以下「公開クラウド」という。）で利用できる者の資格要件は，別表3のとおりとする。
- 第4 本特記事項で定められた複製等の資格要件を失った場合には，資料取扱要領第6の5に基づき成果資料の利用停止，破棄をすること。

別表1（第2関係）資料取扱要領に基づく成果資料複製等に係る申請者の資格要件

分類	資料の名称	申請手続	データ形式	資格要件	
				①	②
1 測量成果	オリジナルデータ	複製, 使用	CSV	○	○
	グラウンドデータ	複製, 使用	CSV	○	○
	グリッドデータ	複製, 使用	CSV	○	○
	水部ポリゴンデータ	複製, 使用	SHP	○	○
	写真地図データ	複製, 使用	TIFF, GeoPDF	○	○
	等高線データ	複製, 使用	SHP	○	○
2 森林地形解析成果	微地形図（CS立体図）	写しの交付	TIFF, GeoPDF	○	○
	傾斜区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF	○	○
	路網図	写しの交付	SHP	○	○
3 森林資源解析成果	単木ポイントデータ	写しの交付	SHP		○
	林相区分図（林相区画）	写しの交付	SHP		○
	林相区分図（20mメッシュ）	写しの交付	SHP		○
	樹高区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF		○
	本数密度区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF		○
	収量比数区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF		○
	相対幹距比区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF		○
	樹冠長率区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF		○
	胸高直径区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF		○
	立木材積区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF		○
	形状比区分図	写しの交付	TIFF, GeoPDF		○
	レーザ特徴量画像	写しの交付	TIFF		○

※1 資料の複製等は、市町村単位とする。

※2 申請者の資格要件は別表2のとおり。

別表2（第2関係）資料取扱要領に基づく成果資料の複製等申請者

区分	申請者の資格要件
①	・資料の複製等を希望する者（※）
②	・行政機関、行政機関に準ずる者、公益法人及び大学で、茨城県内に事務所を置き、森林・林業に関する業務を行う者（※） ・経営体登録要領第5の2に基づき、森林経営の集約化に取り組む者として認定を受けた者（別記の基準に適合する者に限る）

※当該申請の目的が行政事務、森林施業又は学術研究等で、適切な森林管理に資すると認められる場合に限る。

別表3（第3関係）利用規約に基づき成果資料を公開クラウドで利用できる者の資格要件

分類	資料の名称	資格要件
1 測量成果	写真地図データ	・すべての公開クラウド利用者
	等高線データ	
2 森林地形解析成果	微地形図（CS立体図）	
	傾斜区分図	
	路網図	
3 森林資源解析成果	単木ポイントデータ	・国等 ・経営体登録要領第5の2に基づき、森林経営の集約化に取り組む者として認定を受けた者（別記の基準に適合する者に限る）
	林相区分図（林相区画）	
	林相区分図（20mメッシュ）	
	樹高区分図	
	本数密度区分図	
	収量比数区分図	
	相対幹距比区分図	
	樹冠長率区分図	
	胸高直径区分図	
	立木材積区分図	
	形状比区分図	
	レーザー特徴量画像	

※ 公開クラウドによる成果資料の使用は、市町村単位とする。

別記 高精度森林情報基盤整備事業の森林資源解析成果資料の複製等に係る基準

- 1 経営体登録要領第5の2に基づき認定を受けている森林経営集約化計画（以下「集約化計画」という。）が以下の1），2）を共に満たすこと。
 - 1）「4 森林経営集約化を図る区域」欄に、複製等をしようとする範囲の林班が記載されていること。
 - 2）「6 森林経営集約化の推進方策」欄に、「高精度森林情報基盤整備事業による森林資源解析成果を活用する。」などの記載があること。

- 2 以下の1），2）のいずれかを満たすこと。
 - 1）森林法第11条第5項に基づき、複製等をしようとする範囲を含む市町村内で森林経営計画の認定を受けていること。
 - 2）集約化計画の「7 主伐・植付に関する事項」欄に、主伐面積の1／2以上に相当する植付面積の目標値が記載されていること。ただし、経営体登録要領第8に基づき森林経営集約化計画達成状況（以下「集約化計画達成状況」という。）の「4 主伐・植付に関する事項」に記載された植付面積の実績値が2年連続で主伐面積の実績値の1／2未満の場合には、当該基準に合致していないものとする。

- 3 集約化計画達成状況が提出されていること。ただし、「2 森林経営集約化の目標の達成状況」に記載された実績面積が2年連続して目標面積の8割に満たなかった場合には、森林経営集約化推進のための改善計画が添付されていること。